

検討項目と主な論点

項目	論点	留意すべき点
表示目的等	<p>食品の表示制度の目的については、次のような意見があった。</p> <p>(前提) 利用する消費者にとっての分かりやすさが重要ではないか。</p> <p>(目的) 事故・危害の防止に役立つこと、商品の選択に役立つこと、正確で誤認を生じさせないこととしてはどうか。</p> <p>事故・危害の防止に役立つことと商品の選択に役立つことについては、</p> <p>A. 安全と品質については、分けて考えるべきとの意見があった一方、</p> <p>B. 両者は相当オーバーラップしてきていることから、一体として考えるべきとの意見があった。</p>	食品の安全は、表示と表示以外の手段を両々併せて確保されるものであることをどう考えるか。
表示項目等 (1) 表示項目の見直し 1. 全般	表示項目等の具体的検討に当たっては、消費者が必要な表示はどういうものか、消費者にとって分かりやすい表示はどういうものか、事業者が表示しやすい表示はどういうものか、という視点から検討を行っていくべき、との意見があった。	

<p>2. 義務表示と任意表示</p> <p>義務表示</p>	<p>義務表示と任意表示に分けて考えるべきとの意見があった。</p> <p>(全般)</p> <p>義務表示の項目は 食品の安全に関するもの及び多くの消費者にとって商品選択の上で特に重要と考えられるものに限定すべきとの意見があった。</p> <p>義務表示の項目の検討に当たっては、</p> <p>A. 消費者にとっての分かりやすさの観点から、極力簡素なものとし、その他の項目については表示者に問い合わせればわかるような仕組みにすべきとの意見があった一方、</p> <p>B. 消費者の多様な必要性（例えば、一部の人のみがアレルギー反応を示す食材）の観点から、幅広いものとすべきとの意見があった。</p> <p>表示は 商品購入の段階に必要な項目、家庭で食べる段階で必要な項目、があるのではないかという意見があった。</p> <p>(添加物表示)</p> <p>香料等添加物の表示について、</p> <p>A. 物質名についても、記載するようにすべきとの意見があった一方、</p> <p>B. 表示には用途を示す等の簡素なものとし、物質名については問われれば答えるようにすべき、との意見があった。</p>	<p>表示項目が増えることによって、消費者の情報選択のしやすさと情報提供量の増加をどう考えるのか。</p> <p>事業者にとっての対応のしやすさをどう考えるのか。</p>
---------------------------------	--	---

	<p>(原産地等表示)</p> <p>理化学的方法では検証できない項目（原産地等）について義務表示とすることが適當なのか、との意見があった。</p> <p>原産地表示については、消費者の商品選択の観点から重要との意見があった。</p> <p>理化学的検証技術の開発が重要、との意見があった。</p> <p>(義務表示対象)</p> <p>包装されていない加工食品は義務表示対象外だが、対象とする必要性の有無について検討してほしい、との意見があった。</p> <p>(全般)</p> <p>任意表示については、</p> <p>ア 特定の項目を記載する場合には、併せてその表示方法が義務付けられるもの</p> <p>(例えば、加工食品については、使用した原材料が特定の原産地、有機農産物等特色のあるものであることを表示するには、当該特色のある原材料が製品の原材料に占める重量の割合等の表示が義務 (JAS法))</p> <p>イ 記載は全く任意なもの（企業のキャッチコピー、商標等）の概念に分けられるとの意見があった。</p>	<p>理化学的方法では検証できない項目を義務表示とする場合、消費者のニーズと社会的検証等に要するコストとのバランスをどのように考えるのか。</p>
--	---	---

イのようなものについては、景表法の範疇に該当するのではないか、との意見があった。

(表示の基準)

記載が全く任意なものについては、消費者の誤認を防止するとともに、事業者が表示を行う際の利便の観点から、国が誤認を与える表示の基準を策定することが適当との意見があった。

(規制の対象)

任意表示の規制対象には、消費者保護の観点から、商品、容器、又は包装、ビラ、パンフレット、ポスター、看板、ネオンサイン、新聞、雑誌その他の出版物、テレビ、ラジオ、電話、インターネット等による表示、広告の全てを含むこと、との意見があった。

<p>(2) 重複表示事項、用語・定義等の相違の見直し</p> <p>1. 重複表示事項</p> <p>2. 用語・定義等の相違</p>	<p>同じ表示項目を複数の制度で重層化することは極力避けるべきとの意見があった。</p> <p>各表示制度によって異なる用語が使われているものについては、賞味期限と品質保持期限の用語の整理はもとより、他のものについても、表示を行う事業者、表示を見る消費者の分かりやすさを考えて、可能な限り速やかに整合を図るべきとの意見があった。</p>	<p>表示の役割の分担関係を整理するに当たっては、監視体制、罰則との関連を考慮すべきではないか。</p> <p>参考資料1参照</p>
<p>(3) 表示手法</p>	<p>ラベルによる表示のみならず、バーコード、牛乳の切り欠き等さまざまな方法を活用し、消費者に適切な情報提供を図るべきとの意見があった。</p>	

(4) 表示の信頼確保	<p>消費者が安心して食品を買うことができるよう、表示事項の信頼性について、第三者による認証を行う制度を、任意の制度として整備することも一つの方法、との意見があった。</p> <p>トレーサビリティにより、表示の信頼性を担保することが重要、との意見があった。</p>	<p>トレーサビリティの効果とコストとをどのように考えるのか。</p>
表示違反の監視・是正のための措置等 (1) 監視体制のあり方・充実	<p>必要な表示がなされ、正確で消費者に誤認を与えない表示内容とするためには、監視能力のある者によるきめ細かな監視が必要であり、監視体制の充実・強化を図っていくことが必要との意見があった。</p> <p>消費者によるチェックなども含めた多様な方法により監視する仕組みが必要との意見があった。</p>	<p>行政の肥大化を抑制することとのバランスをどう考えるのか。</p>
(2) 是正措置	<p>表示の信頼性を確保するためには、違反する事業者に対しては、厳しい制裁、対応が必要との意見があった。また、違反を把握した場合には、消費者への情報提供の観点から、行政はすみやかに公表することが適当との意見があった。</p>	<p>違反事業者等の公表は、どのような考え方、基準に基づき行うのか。</p>

	刑事罰の水準については、それぞれの目的に応じてバランスを図ることが適當、との意見があった。	
(3) 企業内努力	行動規範づくり等企業の自助努力が重要であり、行政としては企業の自助努力を推進するような啓発が必要、との意見があった。	
(1) 行政による消費者への情報提供、企業への周知徹底	<p>消費者が適切な商品選択等を行うことができるとともに、事業者が適切な表示を容易に行いうよう、消費者や事業者に対して、具体的な事例を豊富に使ったQ & Aの作成、説明会の開催等を積極的に行うことが必要、との意見があった。</p> <p>Q & A等のパンフレットの配布に際しては、厚生労働省、農林水産省それぞれのルートにとどまらず、各種ルートを積極的に活用して幅広く配布するべき、との意見があった。</p> <p>情報提供に当たっては、正確で分かりやすくすることが重要であり、また、質疑応答等を含め双方向のコミュニケーションが必要、との意見があった。</p>	
(2) 相談窓口等の一本化	消費者・事業者の質問等の利便に資するため、相談窓口の一元化を図ることが必要、との意見があった。	

法律及び組織	<p>(全般)</p> <p>表示制度の一元化については、主に次のような意見があった。</p> <p>ア 法制定時とは環境が変わって、法律がオーバーラップしてきており、一元化あるいは運用の共通化が可能である</p> <p>イ 食品の表示に関する大枠の法律を作り、その下に各省の表示に関する法律を位置づける</p> <p>ウ 食品の表示に関する統一的な法律を作る</p> <p>エ 表示基準を調整する各省共通のシステムを作り、各制度に齟齬がないようにする</p> <p>オ 重複表示や用語等の整理を行えば一元化と同様の効果がある</p> <p>カ 法律の目的等を考慮せず単純に表示を一元化するのではなく、法律の整合性を図ることが重要である</p> <p>キ 食品安全基本法に基本原則を盛り込み、その後のことは更に検討を続けるべき</p> <p>(各論)</p> <p>安全に関する行政と産業振興に関する行政は、相互牽制の観点から切り離すことが適當ではないか、との意見があった。</p> <p>表示の監視について統一することは現実的ではなく、これを前提とすれば法律の一元化をすることは意味がない、との意見があった。</p>	<p>表示制度の一元化については、表示事項、監視、是正措置のそれぞれについての考え方と相互の関連性とを整理することが必要ではないか。</p>
--------	---	--

効率的で的確な監視を行う観点から、専門的知識を有する者による監視が必要、との意見があった。

表示の監視については、都道府県の食品衛生監視員の業務は多忙であり原産地の監視までは困難なこと等から、単純に統一することは困難ではないか、との意見があった。